

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和5年9月20日(水)

令和5年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月20日(水) 開議 午前10時00分
散会 午前11時27分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第3回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 認定案第 1 号 令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定案第 2 号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定案第 3 号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定案第 4 号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定案第 5 号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定案第 6 号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定案第 7 号 令和4年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定案第 8 号 令和4年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定案第 9 号 令和4年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定案第10号 令和4年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定案第11号 令和4年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定案第12号 令和4年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定案第13号 令和4年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第 45号 東栄町林業センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第16 議案第 46号 新城北設楽交通災害共済組合の解散について

- 日程第 17 議案第 47号 新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第 18 議案第 48号 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 19 議案第 49号 東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 50号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 21 議案第 51号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 22 議案第 52号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 23 議案第 53号 令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 24 議案第 54号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 25 議案第 55号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

初めに、本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

5番（伊藤真千子君）

改めまして皆様おはようございます。本定例会の本日の議会運営について報告させていただきます。本日の議会運営は、9月14日に議会運営委員会を開催しましたので報告いたします。本日の案件は、委員会付託された「認定案13件」、「議案11件」、そして「継続審査申出1件」であります。日程第1「委員長報告」は従来どおりです。議案審議につきましては、配付してあります議案審議一覧表のとおりです。日程第2「認定案第1号」から日程第14「認定案第13号」までの議案はそれぞれ上程し討論、本日採決でお願いします。なお、日程第9「認定案第8号」から日程第14「認定案第13号」までの6案件は、一括で上程し、採決をお願いします。続いて日程第15号「議案第45号」から日程第25「議案第55号」までの11件は、討論、採決と1件ごとに行います。日程第26は「議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出」となります。本日も議会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告ありました議事日程で進めますので、よろしくお願いいたします。なおここで町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長。

町長（村上孝治君）

冒頭初日に私の行政報告及び提出議案の大綱説明ありましたが、一部訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。私が行政報告の中で、行政報告が終わった最後に最近の思いを少しお話をさせていただきましたが、この部分を削除させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

今、町長から申しあげました発言の削除ということで、会議規則の62条のところで発言

の取消し訂正がありますので、これを認めます。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより日程に入ります。

はじめに日程第1、委員長報告を行います。去る9月8日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件に対しての審査結果について、各委員長に報告を求めます。はじめに、決算特別委員長からお願いします。

決算特別委員長。

7番（村本敏美君）

それでは、東栄町決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託された付議事件は、認定案第1号「令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」から認定案第13号「令和4年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの13案件であります。なお9月8日、本会議終了後の決算特別委員会において、私が委員長、岡田浩二委員が副委員長に選任をされました。

9月12日午前10時から当会議場において、第2回の決算特別委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部側は、町長を始め副町長、教育長、各課長、課長補佐、係長の出席のもと慎重審査を行いました。以下、審査の結果を御報告申し上げます。なお本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席をしておりますので質疑等の詳細は省略をさせていただきます。まず初めに、認定案第1号「令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定案第7号「令和4年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について」についての3認定案については討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に認定案第3号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定案第4号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、認定案第5号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について」、認定案第6号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に認定案8号から認定案13号までの「令和4年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、一括で審査を行い、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。

次に常任委員長からお願いいたします。

常任委員長。

1 番 (岡田浩二君)

東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。9月14日木曜日、午前10時から常任委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、教育長始め担当課長、課長補佐、係長の出席をいただき、慎重審査をいたしました。委員会には、議案第45号「東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の廃止について」、議案第46号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」、議案第47号「新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分について」、議案第48号「新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について」、議案第49号「東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第50号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」、議案第51号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第6号について」、議案第52号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について」、議案第53号「令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について」、議案第54号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について」、議案第55号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号について」以上の11議案が付託されました。委員会審査の結果、議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第52号、第53号、第55号の8案件については、全会一致。議案第45号、第51号、第54号の3案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定されました。なお本委員会は議員全員で構成され、全員が出席しておりますので質疑、討論などの詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 (加藤彰男君)

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、委員会の報告を終了いたします。

----- 認定案第1号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第2、認定案第1号「令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和4年度東栄町一般会計決算認定に反対の立場で討論をいたします。少々長くなりますが、この討論だけボリュームがあるものとなっております。お許しいただければと思います。さて、私はこの決算の前に1年半前に、予算案として出された3月議会で反対いたしました。その理由として、巨額の予算が住民福祉の増進に寄与するものになっていないこと。無償診療所をつくる前提であった在宅医療介護の体制が崩れていることを挙げました。今議会の決算質疑を通じて、財政、また個別の事業、医療、介護の各分野で、まさにそのとおりの事態になっていると認識しています。まず財政についてお話しいたします。決算額は、歳入42億1,797万円、歳出39億2,307万5千円でありました。特別会計を含めた全会計の総額は、歳入64億800万円、歳出69億7,700万円と最大規模の決算となりましたが、財政力指数は前年度と同じく0.18で、愛知県内で最も財政に余裕がない自治体から脱却することはできませんでした。一般会計の歳入総額の69.4%、約7割を国や県からの交付税、補助金などの依存財源が占めている東栄町です。歳入のうち45.8%という最も大きなウエートを占める地方交付税は、令和4年度19億3,219万5千円。前年度から8,516万9千円という大幅減額となったこと。3年ぶりに減少したということは、深刻な事態として受け止めます。そのうち普通交付税の減額が大きく、町の答弁によりますと国勢調査等の結果を反映したものだということで、この間の大幅な人口減少に起因するものと思われまます。村上町政8年間の人口減少の推移は、2015年3月の3,631人から2023年3月の2,850人へと781人減少し、大体年間100人前後のペースで減り続けており、交付税額は今後も厳しいと予想されます。一方、町の収入である町民税等の町税収入はどうか。こちらは歳入全体の7.3%を占め、3億740万円となりました。5年ぶりに減少傾向に歯止めがかかったということになりますが、町は増加の要因について滞納整理が増えたことと分析しておりまして、町税収入が増加したことは、住民の皆さんの苦しい暮らしを反映したものであって、決して喜ばしい成果とは言えません。そして、町の借金の返済額である公債費は、過去20年間で最高額となる4億975万円に上りました。平成30年度の保育園建設事業5億円の元金償還が始まったことが影響しているとの報告です。今後、東栄町は6億円の防災行政無線整備事業12億円の複合施設建設事業も併せて償還していかなければなりませんので、今後ますます厳しい財政運営を強いられることとなります。財政の硬直度をあらかず経常収支比率は、前年度から5.5%大幅に上昇しております。79.8%となりました。令和元年度に診療所特別会計としたことで、診療所への繰出金をこの計算から切離し、その点で大きく改善したという経常収支比率であります。再び増加に転じたこととなります。町は、決算の成果報告書に安定した財政運営をしていくためにも経常的な支出について、特定財源の活用を進めることはもちろん、支出の内容の見直しや縮減を進めるなどの取り組みを続けていかなければなりませんと記しております。しかし、私が考えるに会計全般の問題として、支出の削減ということは、簡単なことではないと考えます。なぜなら、引き続き、診療所の運営経費、バス事業など多額の支出が見込まれております。さらに、とうえい温泉の監査役による監査報告書には、温泉設備の機械類の経年劣化による臨時休業の多発に触れて施設の根本的な改修、改善を図る必

要性は非常に大きいと記しましたが、町は令和4年度具体的な対策を示すことはできませんでした。今後多額の費用が予想される施設の修繕に係る情報を速やかに町民に明らかにすべきだと考えます。また町の監査委員は、簡易水道事業等の特別会計について、独立採算の原則に沿った事業運営に努めることを求めています。今回の決算委員会での町の答弁では、簡易水道、下水、農業集落排水事業の三つの特別会計について一般会計からの繰り出しを行わずに運営することはとてもできない。現在のような状況が続くとの答弁でありました。新城市では、市民に何の説明もなく、水道料金が大幅に値上げされることになりました。私は町民の命を支える水道事業を維持し、住民生活を支えるために、今後も一般会計からの繰り出しは不可欠だと考えております。このような重要な事業を抱えている中、いま村上町政は、歳入の減少、公債費の増加、財政の硬直化のただ中にあります。いま町長に求められていることは、少ない財政の中で必要な事業をいかに守るか。そして、将来のコストをできる限り把握して、町のオーナーである住民に対して不都合な事実であっても、包み隠さず率直に開示すること。説明責任を果たすことだと考えます。次に個別の事業について、5点問題点を指摘したいと思います。1点目は、町が昨年11月から運行しておりますバスの新路線についてであります。令和4年度に町営バスの運行管理委託料として4,408万円、その他バス事業に関わるDX化推進業務委託料等138万円を支出しております。町の答弁では、昨年11月からの路線変更以後、乗客数は前年度比では微増だとのことでありました。しかし、私が町民の皆さんから聞いている新たなバス路線の評価はなかなか厳しいものがあります。例えば、時刻表を理解できない。診察の終了時間がわからないので、帰りの予約バスを予約できない。路線バスに戻してほしい。定期代を含む運賃の値上げに困っている。乗客が1人もいないのが心配だ。そのような声が寄せられ、総じて不評だと感じております。新路線の事業評価について7月地域包括ケア推進協議会において、副町長は、当初思ったような利用がない。周知が十分できていないと発言し、町は反省して調査を行うという旨を説明しましたが、この東栄町議会の決算議会においては、そのような報告は、町からは行われなかったということが大変残念に思います。私は町が住民の声に向き合って、路線の見直しを含めて再検討すべき事業だと考えます。続いて、2点目は、プレミアム付商品券事業についてです。令和4年度4,011万円を投じたプレミアム付商品券事業であります。このうち町民の利益となるプレミアム分は2,883万円とのこと。その他販売に係る諸経費として全体の28%、1,128万3千円を合わせて、町の観光協会との委託事業となっております。町の資料によりますと、この商品券の販売事業に係る人件費の多くは日給が2万円という単価のものでありました。町は、令和4年度観光協会へ8事業4,677万円を委託しておりますが、今議会の答弁では、いずれも入札も、相見積りも取っていないということがわかりました。町はその理由について、類似の事業がないことや、施策の企画段階から運営に至るまで関わる必要があることなどを説明しておりますが、少なくとも近隣の市町村で類似の事業が実施されている商品券事業については、他の市町村の事例を検討するなど妥当性を町として検討する必要があったのではないかと考えます。また今回の商品券事業の再販売に当たって、町は1人の購入者の方が複数人分の商品券をまとめて100万円分程度購入したという事実を認めました。私は、町民の皆さ

んから購入できなかつたと残念がる声を聞いておりました、購入できる機会を平等に担保するという事も町に問われていると感じます。そして、そもそも経済的に余裕のない町民は、前払いで商品券を購入することができません。私はこの商品券事業は、無駄をなくし、かつ、全町民に還元できる方法を考えるべきだったと考えます。例えば、印刷した商品券を回覧や郵送などによって配布することで、子供からお年寄りまで誰1人不利益を受けない制度設計が可能になったと思います。また本事業の財源は国の新型コロナの交付金であります。国民の税金で賄われる事業です。決算の結果を見て考えますに、私は商品券事業に充てるよりも水道の基本料金の減免でありますとか、国民健康保険料の減免、また一部で実施されました学校給食費の減免などに充てるのが、より幅広く、より平等に町民の皆さんの生活を支援する効果があったのではないかと考えます。続いて3点目は、委託事業者の皆さん、そして町の仕事を受ける労働者の報酬を改善していただきたいという点であります。今議会では、町の公衆トイレの清掃員に支払われている委託料が1回の清掃あたり最低賃金 986 円、その1時間分が支払われているということがわかりました。昨年12月議会の町の答弁では町の給食調理員、診療所の清掃の業務も最低賃金で賄われています。私は、清掃や調理といった町にとって不可欠な業務が到底生活の糧になり得ない。町民のボランティア精神に頼った金額でお願いしているということに怒りを覚えました。町長は人材が足りないと繰り返しますが、最低賃金で委託している現状を見れば成り手不足は当然のことであると考えます。私は東栄町が町民の生活を守るという観点に立って賃金の上げを図っていくべきものと考えます。4点目は、のき山学校の耐震化事業についてです。今決算で、実施設計が完了しておりますが、基本設計による概算事業費は1億5,300万円という高額なものであります。町はこの総事業費や計画の内容について、町民の皆さんに知らせてきませんでした。今の東栄町民にとって、この事業費が本当に必要でしょうか。町は、耐震化によって本格的な稼げる施設を目指すとしていましたが、どのような事業で収益を得るのかという試算も町は行っておりません。今年6月議会で、町は今後耐震工事の予算計上とともに、町民に周知すると答弁しましたが、それでは町民の意見を事業に反映させることはできません。町民の皆さんの声を聞いて事業を見直すべきだと考えます。最後の5つ目は、町の医療介護体制を維持運営するための努力が足りないということであります。町が診療所の無償化に当たって、入院機能の代替と位置づけてきた緑風園を町議会に知らせることなく、休止したのは、今年の5月のことではありますが、今議会では、令和4年度に町が、昨年冬から緑風苑の雨漏りを認識していながら対処してこなかったということが明らかになりました。また休止の理由は、職員がいなくなったからというもので、私は大変驚きました。町の医療や介護体制を維持、運営するためには、看護師や介護士など国家資格を持った専門職の人材が必要です。ところが、今決算では、町の修学資金を借りて、将来、町の医療施設や介護施設で働くということを予定していた方々4名が、医療介護等の修学資金 400 万円を返還していたという事実がわかりました。資格ごとの内訳は、社会福祉士2名、理学療法士1名、介護士1名の4名であります。またこの決算の資料において、例年は単独の項目として決算書に記載されてきた修学資金返還金の項目が削除され、その他の扱いとなっており、一目ではわからないようになっていたことも問題

です。なぜ町は、400万円という高額な返還金が生じた今年度に限って、他の収入と併せて、その他の項目とすることを選んだのでしょうか。私は不都合な情報を議員の目から隠そうという意図があったのではないかという疑いを拭き切れません。町内の医療、介護施設で働くことを夢見て修学資金を借りたはずの若者が、その夢を諦めて奨学金を返還してまで別の道を選んだということは、1町民として残念極まりないことです。私は、村上町政8年間で進んだ医療介護体制の後退、さらに私が町の会議の会議録などで目にしてきた専門職の意見を尊重しない町の態度が、このことに影響していないかと考えるものです。今回の理由を分析して、ぜひ今後の教訓にさせていただきたいと思います。そして、町の介護体制については、今年7月の地域包括ケア推進協議会において診療所の丹羽美和子医師が介護体制の強化を訴えました。町は入院機能の代替として在宅医療、介護を充実させる計画を立てたものの実現できなかったということを裏づけるものだと感じます。私は、この点で村上町長に真剣な反省を求めたいと思います。以上5点述べました。私の反対討論は、これで終了いたします。

議長（加藤彰男君）

ただいま反対討論ありました。次に賛成者の討論を求めます。
村本議員。

7番（村本敏美君）

令和4年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から発言をさせていただきます。令和4年度決算に係る主要施策の成果報告書により私たち議員にも説明がありました。監査委員による意見書も拝見し、良好に予算も執行され、適法適正で認められると述べられております。監査委員は、月1回の例月監査、また決算月の前になりますと集中的に決算的監査を行っております。よって本認定案については賛成でございます。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第1号の件を起立により採決いたします

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。着席してください。起立6名です。賛成多数です。

認定案第1号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、認定案第2号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和4年度東栄町国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論いたします。まずこの決算には、2年度の継続事業であったひだまりプラザ整備事業費のうち2億7,000万円余りが含まれております。そして、ひだまりプラザでの健康診査やがん検診の事業費、地域包括支援センターの運営事業費なども執行されております。町は昨年3月議会において、診療所を無床化した以後の医療介護体制を指して、地域全体が支え合い、つながり合うまち、安心して暮らし続けられるまちとのスローガンを掲げましたが、それは果たして実現したのでしょうか。私は町の医療に続き、予防医療、介護体制も後退していると考えます。決算を見ますと、診療所や保健福祉センターの整備の結果としても、やはり住民健診の受診率は大幅な改善にはつながっていないということがわかります。また地域包括の総合相談業務も高齢者虐待に対応する件数も、また介護予防、要支援1や2の住民の方も大幅に増えているということが、資料から明らかになりましたが、果たして町と社会福祉協議会で十分に対応ができたのか。成果報告書を見るだけでは判然といたしません。振り返りますと、平成30年町は新たな診療所の基本構想、基本計画において入院機能の代替として在宅医療、介護サービスの充実を約束しました。すなわち明峰福祉会の訪問看護ステーションを早急に東栄病院の行っている訪問看護と統廃合し、休日及び夜間も視野に入れながら、利用者の不安にこたえられる体制を整えると記しましたが、令和4年度実現しておりません。さらに町が約束した現在月曜日から土曜日まで行っている訪問介護サービスを日曜日、祝日及び早朝夕方の時間体も、訪問サービスが提供できるよう体制を整えるとの記載も実現することはなく、サービスを提供している町社会福祉協議会によりますと、土曜日も原則、訪問介護は行われていないということがわかりました。この決算では、ひだまりプラザに入った社会福祉協議会の家賃収入を35万6千円としております。1年分については、町によりますと85万4千円ということでありました。社会福祉協議会との町福祉課との連携は十分に発揮されているのでしょうか。私は、土日祝日、夜間の相談体制が令和4年度につくられなかったことは問題だと思います。私は土日など要介護の町民や、その方を介護する家族が倒れるなどしたときの緊急時にショートステイを使いたいという希望を持ったとしても、ケアマネジャーに連絡ができないために社会福祉協議会の窓口が開く月曜日まで自宅で持ちこたえなければならないという苛酷な事態を目にしております。今議会の決算質疑にあたって、私は設楽町と豊根村の社会福祉協議会にお話をそれぞれ伺いました。設楽町さんでは、ケアマネジャーや障害担当、包括担当の常勤7名が交代で携帯電話を自宅に持ち帰り、社会福祉協議会への電話を転送して受けているとのこと。豊根村では、わずかお1人のケアマネジャーが携帯電話で土日祝日夜間の電話対応をされています。さらに社会福祉協議会本体への電話も介護や包括担当に転送されるという状況でありまして、二つの自治体が人口減少や人材不足という東栄町と同じ課題を持っている中で24時間365日、緊急時に対応できる体制を設けていたことがわかります。東栄町では、これまで何かあったときにはいつでも東栄病院に電話をかける

ことができ、相談ができ、一時的に入院するなどの対応もとられてきたかと思います。そうした経験を持つ高齢者の皆さんは、今初めて、誰にも相談できないという不安を経験しておられるのではないのでしょうか。最後に、東栄診療所の丹羽美和子医師は、今年7月の町の地域包括ケア推進協議会の会議で、町が入院の代替施設と位置づけた緑風園が5月に休止したことを紹介し、さらに高齢者の施設入所のタイミングがすごく早くなっている。ヘルパーが土日夜間のおむつ交換に入れず、その間家族が全て見るとなると、在宅ではいられない。ケアマネのつかない虚弱高齢者が町にいたけど出て行くわと。何らかの支援ができないかと発言されました。傍聴していた私には大変な衝撃でした。いま町内の高齢者の皆さん、配食サービスの頻度も東栄町では週2回と設楽町、豊根村の週5回と比べて著しく低いこと、土日祝日夜間に誰にも相談できないという状況から高齢者の皆さんが安心して暮らし続けることができない町になっていると考えます。入院や救急や透析を廃止してきた東栄町は、せめて他の自治体並みに、福祉課や社会福祉協議会の連携で電話相談を受ける体制を構築する努力をしていただきたいということを訴えまして、この決算に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。続いて賛成討論ありますか。

西谷議員。

6番（西谷賢治君）

6番、西谷賢治です。令和4年東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で発言させていただきます。北設楽郡の中核病院でありました東栄病院が施設の建て替えに合わせて医療体制が見直され、本町の医療は、救急の廃止、人工透析の休止、入院の休止など医療の提供体制については、大きな後退をしてしまったことは残念でなりません。在宅診療、訪問看護など診療体制については、まだまだ十分とは言えず介護支援、生活支援も踏まえ、検討や改善を必要とすると考えますが、予算の執行について審査をしました結果、予算執行は問題ないと認め、賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより、認定案第2号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。着席してください。起立6名です。賛成多数です。

認定案第2号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、認定案第3号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、認定案第3号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、認定案第3号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、認定案第4号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、認定案第4号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、認定案第4号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第5号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第6、認定案第5号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたし、これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、認定案第5号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、認定案第5号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第6号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第7、認定案第6号「令和4年度東栄町農業用水集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定案第6号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、認定案第6号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第7号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第8、認定案第7号「令和4年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和4年度東栄診療所特別会計決算認定に反対いたします。今回の決算のうち、総事業費12億円余りを投じた診療所等整備事業の効果について反対したいと思います。この決算では、令和4年度の事業費として4億円近くが支出されております。今議会の決算の質疑で新たな無床診療所を整備して、初めての決算に含まれる診療所整備費を除いた運営経費をお尋ねしました。いわゆる赤字額と言いますが、運営経費の収支赤字は9,241万円とのことでありまして、町が令和3年1月に町民の皆さんに回覧版で示した令和4年度東栄医療センター（仮称）収入支出の試算に示された予想収支赤字額1億1,656万4千円よりも2,415万円ほど赤字額は少なく済んだように見えます。しかし、決算を見ますと令和4年度の歳入には町が入院ベット19床を全廃したことで、愛知県から受け取った病床機能再編交付金2,736万円が含まれており、この単年度限りの交付金を除けば、運営費の赤字は、予想の収支を320万円ほど上回る結果になることから私は、次年度以降の診療所の経営は引き続き厳しいものになると考えます。そして、この決算の結果を見ましても、私はやはり有床診療所を維持すべきだったと考えます。無床化によって国からの交付税も減額とされますので、交付税を活用し多少なり負担は増えたとしても住民の命を守るための事業を継続すべきだったと考えます。そして無床化新築移転して初めての決算となりますが、診療所の患者数の減少に歯止めがかかっていないこ

ともわかりました。1年間の延べ患者数は、前年度比で6.1%、1,612名の減少であります。町はその理由について、まず人口の減少であると答弁していますが、その一方で、私は令和4年度の佐久間病院の患者数が増えているということに注意を払いたいと思います。私が9月19日佐久間病院の事務局にお話を伺いますと、三遠南信道路の開通以前は、愛知県から来る患者さんはほぼゼロだったと言いますが、それ以降、愛知県から県境を越えて、佐久間病院に通う患者さんは50名から100名ほど増えていると伺います。愛知県から静岡県患者が移っているということです。この数が、毎月通院したとするならば、延べ患者数は年間600人から1,200人もの増加につながります。佐久間病院は入院、救急医療があり常勤医師は小児科を含めて6名もおられます。私の知る少くない町民の方が、休日や時間外の対応を求めて、東栄診療所から佐久間病院に通院先を変更しております。私はこの決算の結果について、やはり東栄町が入院、救急を手放したことがどれだけ患者さんに影響を与えているか、このことを真剣に考えるべきだと思います。最後に令和3年度末で退職した丹羽治男先生に続いて、令和4年度末には早川先生まで退職し、診療所のトップの医師の退職が相次いだということも町民と患者さんに大きな影響を与えたと思われまます。私は2年前の出直し町長選の際、あたかも自らが当選しなければ医師たちが東栄町から離れていくかのようなチラシを配布して、選挙戦に勝利した村上町長の責任は重いと改めて指摘しまして、反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論はありますか。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

それでは失礼いたします。認定案第7号令和4年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。今回決算審査にあたり感じた点がございました。この東栄診療所の開設に当たっては、紆余曲折を経て、多くの時間と労力を費やし、新たな診療所となりました。このことにおいては、地方自治体東栄町は、まず真っ先にやるべきことはやれたと私は感じました。それは、地域住民の命と健康を守り、福祉を充実させたことであります。東栄町の第6次総合計画にある支え合う健康福祉のまちづくりを実現させるべく2か年計画で、新東栄診療所を建設いたしました。ちょうど建設当時は新型コロナウイルスが世界各国で猛威を振るい、日本そして東栄町も大変な時期でございました。診療所整備計画は、議論を加え、当初の形を変えて適正化すべき箇所はしっかり切込み適正化し重点化すべき箇所は、より重点化し、充実をさせ、現在の医療と福祉が一体となるものになったことを評価したい。東栄診療所特別会計の歳入が8億7,045万8千円。歳出が8億4,210万7千円ほどとなっております。歳入に対する、これは調定額ですけど収入率は100%であり、歳入済額から歳出済額を差し引いた形式収支額は2,835万1千円の黒字となるなど一定の運営努力を評価いたします。東栄診療所外来患者数は、令和4年11月から本格稼働したこともあり、前年度に比べ微減となりました。

が、医療機器の整備も充実させたことと、今後の経営努力とで改善は十分可能であると考えます。東栄町の第6次総合計画に掲げてありますが、東栄町の目指す将来像の実現に向けたまちづくりの目標とその達成と、これまで以上に限られた財源を有効活用し、運営の在り方を見直し、人口や財政規模に見合った運営が必要不可欠となります。円安と燃料費の高騰などなかなか先の見えない社会情勢ではありますが、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指すためにも東栄診療所の役割は大変大きいものがあります。医療福祉における東栄町の未来を創造する取り組みを重ね、その充実感を町民の皆様に示し、持続可能な希望あふれる、支え合う健康福祉のまちづくりがなされるよう期待するものであります。人口は、今後まだ減少すると推計され限られた収入の中で、なお一層の歳出の効率化と重点化を図り、健全な運営を進め、町民の医療福祉の向上に努められ、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与していただくことを望むところでございます。令和4年度東栄診療所特別会計の決算は、村上町長のもと職員一丸となって英知を絞り、健全な運営がなされたものと評価するものであります。今後においても、東栄町総合計画に沿ったまちづくりを推進していくために重要な役割を担っていただけることを切に希望し、決算認定に賛成するものであります。どうか各議員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより、認定案第7号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。着席してください。起立5名です。賛成多数です。

認定案第7号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第8号 ～ 認定案第13号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第9、認定案第7号から日程第14、第13号までの「令和4年度各財産区特別会計」の6案件を一括議題といたします。これより6案件についての討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、認定案第7号から13号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、認定案第7号から認定案13号は、原案のとおり認定されました。

以上で、決算の認定の議事はここで区切ります。

議長（加藤彰男君）

先ほどの議事のところの財産区の議事において、認定案の第7号から13号と述べましたが、間違っておりました。8号から13号ですので、ここで訂正させていただきますので、よろしく申し上げます。

----- 議案第45号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第15、議案第45号「東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の廃止について、反対する立場で討論をいたします。この議案は、愛知県が東栄町内三輪区の奈根地内で国道151号線の線形を改良する工事を実施するに当たって支障物となる林業センターを町が解体、撤去するために林業センターを設置管理する条例を廃止するという内容になっております。県の事業計画は、2017年当初、林業センターを残すという計画でありましたが、2022年6月愛知県が東栄町内の用地に埋設する国道473号線月バイパスのトンネル残土の量を19万m³から30万m³に増やす必要が生じたとの理由から当初予定していた線形を変更し、林業センターが支障物と判断されることになったという経緯があります。しかし、私は東栄町としては、国道151号線の改良を求める立場で、従前の計画で、目的を達成することができたものと考えます。なぜなら埋設を要する残土が増えたのだとしても、町は他に埋設場所を選定することができたはずですし、愛知県に対して例えば、町外での埋設場所の確保を求めることもできました。何より林業センターが解体撤去されることになる、それを避けるための努力をしてこなかったということ重大だと考えます。今回この条例が可決されますと、東栄町で長年にわたって文化と交流の拠点として活躍してきた大きな施設が失われることとなります。東栄町はこの工事によって、愛知県から解体工事等公共補償等7,912万円を受け取ることになります。しかし、今議会の質疑で町が解体撤去される林業センターの代替施設を建設、再整備する考えがないことが明らかになりました。林業センターに入所している各団体は、移転先が決まらない中、今年11月末日までに退去を迫られるという事態になります。町は、入居する諸団体の移転先の選定について、今議会で民間団体との協議を見守っているという趣旨の答弁をしましたが、私には極めて無責任だと感じました。町が主体的に移転先、転居先を協議するべきですし、移転先や転居先を決定した上で初めて解体撤去の是非が、この議会で議論されるべきものです。今議会での採決は時期尚早だと考えます。林業センターは、皆さん御承知のとおり、町の

重要な文化であるチェーンソーアートや森林環境の保全に資する間伐材の搬出イベントなど活動拠点となってきました。それは、この条例の設置管理条例にあるように、地域における林業の振興を図り、経営、労務、技術の改善と合理化並びに協業活動の体制強化と円滑な推進及び林業活動活性化の拠点とすると定義されているとおりであり、町の文化等交流を支えてきたものであって、私は各団体が今後も町内で活動を従前に継続できるよう町が代替施設を整備すべきだと考えます。私は町が代替施設を整備した上で林業センターを廃止する条例ではなく、所在地を変更する条例改正案を改めて提出することを強く求めまして、反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

櫻井委員。

4番（櫻井孝憲君）

失礼します。東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の廃止について賛成の立場で討論をさせていただきます。県の事業計画である国道151号線改築による整備計画によるものであるということ、また、それに伴い東栄町公共施設管理維持費用の軽減、財政負担軽減できる点であるということ。なお廃止になる11月末までに町は、現在それぞれ3団体と施設移設について話し合いをされているようです。今後、町のさらなる積極的な対応をのぞみ3団体も今の形態に固持することなく、もっと町民や観光客も使いやすい、それぞれの形態になるよう目指してほしいと思っております。そういったことも含めて、町と3団体が話し合っただけだと思っております。東栄町の活性化は、林業も大切な柱の一つだと思います。林業センター解体撤去が問題ではなく、東栄町を財政的に、また総合的に考えると、町と3団体がコミュニケーションをとり活動も含めて、さらに魅力ある団体になるよう新たに築いていくことが大切だと思います。最後に、これを機に公共施設の見直しをしていくべきだと思っております。以上を踏まえて、賛成討論を終わります。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより、議案第45号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。着席してください

起立5名です。賛成多数です。

議案第45号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 4 6 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 16、議案第 46 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 46 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 4 7 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 17、議案第 47 号「新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 47 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告どおり、決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 4 8 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 18、議案第 48 号「新城北設楽交通災害共済組合契約の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 48 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告どおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認め、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

先ほどのところの議案第 48 号ですけども、「新城北設楽交通災害共済組合規約の変更」についてということで訂正いたします。

----- 議案第 4 9 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、議案第 49 号「東栄町交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 49 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告どおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 49 号は、原案どおり可決されました。

----- 議案第 5 0 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、議案第 50 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 50 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 5 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、議案第 51 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号に反

対の立場で討論いたします。今回の補正予算では、町が愛知県から林業センターの解体工事等の公共補償等として受け取る 7,912 万円から解体費用 961 万 3 千円を差し引いた残りの 6,950 万 8 千円を全額一般会計の財政調整基金に積み立てることとしております。財政調整基金とは、町の条例によりますと経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合や災害による経費、また緊急時の大規模な土木建設事業の経費などに充てるものとのことであります。今回、林業センターの解体撤去、また周辺の木々の伐採などで町が愛知県から受け取る多額の補償金をこの財政調整基金に積み立てるのは、私は筋が違う気がいたします。私は、この補償金は林業センターの再整備や林業振興等に役立てる目的を持った基金に積み立てるべきだと訴えまして、この予算案に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論はありますか。

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

2 番、佐々木一也です。私は議案第 51 号令和 5 年東栄町一般会計補正予算第 6 号に賛成の立場で討論します。この補正予算は、とうえい保育園の冬時期の日当たりの改善対策や奈根住宅の長寿命化改修工事に係るもののほか、6 月 2 日に町を襲った台風 2 号の災害による町道下古戸浅井線災害復旧工事に伴う用地取得登記業務や三輪下奈根地内の奈根川護岸崩落に伴う災害復旧工事の予算も計上されており、速やかに執行することが良いと判断をしました。なお、この他に国道 151 号線道路改築工事に関係して林業センターの解体費用が計上されていますが、このことについては少し申し上げたい意見がありますので、少しお時間をいただきます。林業センターの解体は、愛知県が行う奈根字加久保地内の国道 151 号線改築工事において、その工事範囲が変更され、当初は範囲に含まれていなかった林業センターについても工事の範囲に含まれることになり、解体が必要になったとお聞きをしました。このことから、昨年 6 月末頃から当センターを利用している三つの団体と愛知県の担当、町の担当が移転の話を始め、いろいろと検討を重ね一部の団体は移転先が決まりそうであると伺いました。しかし、全ての団体の移転先が決まったわけではありません。森林関係の振興に貢献していただいている団体ですので、全ての団体が気持ちよく、継続して活動ができるのが 1 番だと思います。ただ、団体の移転のことですので、町の関わることにも制限があると思いますが、可能な限り協力していただけるようお願いをします。また国道 151 号線改築工事では、現在工事が進められている国道 473 号線月バイパスで発生する土を利用する予定であると聞きました。この土にはヒ素が含有されている可能性が高いとのことなので、県の担当者から、しっかりとヒ素の封じ込め方法や緊急時の対策方法などを聞き取り、ヒ素に対して町民がやみくもに恐れることなく、正しく恐れることができるように町として必要な情報発信をしていただきたいと思います。以上お伝えした上で、議案第 51 号に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

以上で、討論を終わります。

これより議案第 51 号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。着席してください。起立 5 名です。賛成多数です。

議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 5 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 22、議案第 52 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 52 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 5 3 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 23、議案第 53 号「令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 53 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 5 4 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、議案第 54 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

反対討論ですか。浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第2号に反対の立場で討論いたします。本議案は、議案第45号、議案第51号と一連となっている愛知県の国道151号線改良工事に関わる議案でございます。その内容は、国道の改良工事の支障となる三輪浄水場の中継槽に対する愛知県からの公共補償8,382万8千円を受けて移設工事を行うというものであります。しかし、この事業によって三輪区奈根地内で受け入れることとなる月バイパスの残土30万 m^3 の性質は、昨年6月14日の愛知県から議会に対する説明によりますと、ほとんどが自然由来のヒ素などの重金属を含む要対策土だということに私たちは注意すべきだと考えます。ヒ素とは、国立環境研究所のホームページによりますと、ヒ素単体だけでなく、ヒ素化合物として自然界の鉱物や水、堆積物などに含まれ、環境中に広く分布しているものです。しかしながら、ヒ素は有害性が高く、微量であっても長期間にわたって摂取すると皮膚疾患や発がん、代謝疾患、神経疾患、免疫抑制など慢性ヒ素中毒による健康被害をもたらすものなのです。東南アジアで発生している井戸水の無機ヒ素汚染は、日本でも無縁ではありません。日本の水道法は、水道水に含まれるヒ素とその化合物は0.011ppm以下でなければならないと定めていますが、井戸水については、それより高濃度のヒ素が含まれるケースが見つまっているからです。私が今議会の会期中に愛知県に聞き取りをいたしましたところ、月バイパスの残土のうちヒ素等が出た要対策土については、東栄町の奈根地内に埋設すること。ヒ素等が出なかった土地については、検討中としながら三遠南信自動車道や豊橋インターチェンジの整備など他の場所の工事に使われる計画であることがわかりました。私は、この事業について国道という道路の改良工事であると同時に土壌や水質などの環境に影響を及ぼす恐れのある残土を大量に東栄町内に埋設処理する大規模な事業であると理解しました。今議会で町は、このヒ素を含む大量の要対策土は信頼できる遮水シートで封じ込めるため、自然環境への影響は出ない。30年経過しても安全である旨町建設課は答弁しております。しかし、町は愛知県が実施したボーリング調査の結果、掘削調査の結果でヒ素等の含有量が、環境省の定める土壌環境基準値を最大でどの程度超過しているのかといった説明を受けていないということがわかりました。さらに、私の県への聞き取りでは、愛知県がこの事業の説明会を今月29日町の区長会で行うということでありましたけれども、町がその際、全体だけで結構だという提案をしており、そのことから全体つまり区長会だけに説明会を行い、各世帯には、後日資料を配布することで、地域や住民の皆様に向けた住民説明会は行わない予定であるということも愛知県から聞いて私は大変驚きました。このような町の対応は、豊かな自然環境を誇る我が東栄町にとって、あるまじきものだと考えます。町は町民の生命と自然環境を守るという大きな責任を自覚し、遮水シートの耐用年数ですとか、水質や土壌等へのモニタリング調査が継続的に行われるかどうか。もし問題が生じた場合には、残土を撤去されるのか。それらの条件等を明確にすべきであって、当然に改めて町民に対する説明会の実施を県に求めるべきだと考えます。町民の命と環境に関わる情報を明らかにすることなしに、ヒ素などを含む残土の受け入れを行うことには断じて反対いたします。以上で反対討論を終わります。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

議案第54号、令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第2号、賛成の立場から討論させていただきます。今回の補正予算は、国道473号月バイパスのトンネル残土が、詳細調査より多くなると予想されることにより残土置き場を拡張するため、現在設置してあります三輪浄水場の取水ポンプと中継槽の移設費、取水口への管理用道路に係る公共補償費、土地購入費、登記手続、木材、植木などの補償費であります。取水ポンプと中継槽は、現在の場所より上流に設置を行い、浄化槽に送り込む計画であり高い場所から水を採取するため残土から出るであろうと避難されていますヒ素は全く関係ないと判断しました。水は、私たちの生活の中で欠かすことができません。命に関わるものであり、必要不可欠な補正と考え賛成します。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。これより議案第54号の件を起立により、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

起立願います。着席ください。起立6名です。賛成多数です。

議案第54号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第55号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第25、議案第55号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第55号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第26「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。
議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出の閉会中の継続審査を決定いたしました。

----- 閉 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

閉会に当たって一言御挨拶させていただきます。今定例会では、一般質問を始め、決算特別委員会、常任委員会での質疑において、議員各位から活発な論議が行われました。会期前の論議も含めて、会期と議案、また政策提案などテーマも議員から出されました。議会は年4回の定例会だけでなく、その間の取り組みも定例会と同様に重要な議会議員の活動です。今期から行っています毎月の議員協議会の場を活かして、さらに論議を深めていただきたいと思います。そして、来週以降予定されております議会の自治体財政の学習会や、長野県根羽村の視察研修などもその一つと考えます。会期中の議員、執行部、さらに傍聴された方々など町民の皆様の御協力に心より御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第3回東栄町議会定例会を閉会いたします。